

公示

令和7年4月4日

次のとおり、企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

事業名：令和7年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業

1 目的

県では、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を目的として障害者ピアサポート研修事業を実施します。

当該研修を円滑に実施するため、「令和7年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業」の委託事業者を募集します。

2 業務委託に係る仕様

業務委託の仕様は、別添1「令和7年度佐賀県障害者ピアサポート研修事業業務仕様書」のとおりとします。

3 委託条件等

- (1) 委託期間 契約締結日から令和8年（2026年）3月31日まで
- (2) 委託料上限額 2,410千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

4 参加要件

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受け

ている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 公募スケジュールと内容

(1) 質問受付

- ① 受付期限 令和7年4月16日（水）17時まで
- ② 受付方法 電話又は電子メール

※電話の場合は、上記①の受付期限までの平日・毎日9時～17時とします。

(2) 参加資格の確認

本件企画コンペに参加を希望する者は、以下のとおり参加資格確認申請書（関係資料を添付）を末尾記載の担当課に提出し、参加資格の確認を受けること。

- ① 提出期限 令和7年4月17日（木）17時 ※ 必着
- ② 提出方法 郵送または持参
- ③ 提出書類 以下のア～エの書類一式を1部
 - ア 参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 欠格条項等に該当しない旨の誓約書（様式2）
 - ウ 定款、規約等の写し
 - エ 登記事項証明書の写し

(3) 提案書の提出

上記参加資格の確認を受けた者は、以下の通り提案書等（様式3～様式7）を担当課に提出すること。

- ① 提出期限 令和7年4月24日（木）17時 ※ 必着
- ② 提出方法 郵送または持参

③ 提出書類 以下のオ～コの書類一式を1部

- オ 提案書（様式3）
- カ 見積書（様式4）
- キ 法人に関する調書（様式5）
- ク 実績調書（様式6）
- ケ 企画提案書（様式7）
- コ 直近の収支決算書

(4) 審査

上記(3)の提案書等の内容を別添2による審査基準に照らして書面による審査を行います。最も得点の高い申込者を契約の相手方として決定します。同点の場合は審査基準③計画の妥当性の得点を比較し、さらに同点の場合は審査員の合議により決定します。

審査の結果は、全ての申込者に文書で通知します。

(5) 留意事項

- ① 提案書は申込者1者につき1通のみ受け付けるものとし、提出期限後の差替え及び撤回は認めません。また、提出書類は返却しません。
- ② 虚偽の記載をした提案書は無効とします。
- ③ 前記参加要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した提案書は無効とします。
- ④ 提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。
- ⑤ 提出書類に関して、提出後、確認や書類の追加を依頼することがあります。
- ⑥ 郵送の場合は、配達記録が確実に残る方法とすること。

6 契約締結の手続き

(1) 契約締結

- ① 県は、上記5(4)の審査の結果、契約の相手方を決定したときは、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。
- ② 契約の相手方は、契約書に記名押印し、決定通知を受けた日から14日以内に提出しなければなりません。
- ③ 契約書は2通作成し、各自その1通を保有するものとします。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締

結前に納付しなければなりません。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、免除します。

- ① 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- ② 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなる恐れがないとき。

(佐賀県財務規則第115条第3項第4号、第7号)

7 担当課（問い合わせ先、書類提出先）

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課（企画担当）

住所：〒840-8570 佐賀市城内1-1-59（佐賀県庁新館3階）

電話：0952-25-7143 FAX：0952-25-7302

E-mail：shougai-fukushi@pref.saga.lg.jp